平成２９年（フ）第９８８号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目23番19―404号
債務者　鈴木　康夫
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１９５号
大阪市生野区田島４丁目20番３―205号
債務者　前田　伸市
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５５１号
大阪府吹田市千里山西６丁目63番12―502号
債務者　川辺　真琴
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５９１号
大阪府門真市千石東町３番44―304号
債務者　橋本　國子
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７５９号
大阪市福島区鷺洲３丁目１番１―511号
債務者　渡邊　りえ
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７９９号
大阪府寝屋川市明徳２丁目14番24―301号
債務者　山﨑　幸夫
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６７号
新潟県長岡市宮内７丁目６番25号　ディアス宮内セブン203号室
債務者　小森　寿夫
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
新潟県十日町市下条４丁目819番地
債務者　山口　良輝
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
新潟県長岡市寺泊坂井町8520番地
債務者　田辺　京介
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
兵庫県姫路市網干区垣内東町185番地　タウニィ池田Ａ202号
債務者　加島小百合
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１５９号
兵庫県姫路市広畑区小坂76番地３　広畑中村コーポ604号
債務者　今田　寿恵
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４８９号
福岡市城南区友丘４丁目21番16号
債務者　山崎　勝己（旧姓松崎）
1　決定年月日時　平成29年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４７号
北海道苫小牧市東開町５丁目１番39号
債務者　今　ゆみ子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第８６号
盛岡市西下台町10番11―302号
債務者　丸山　　悟
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１０８号
仙台市宮城野区幸町１丁目９番５―310号
債務者　玉澤まさ子
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２３６号
仙台市青葉区桜ケ丘１丁目３番３号
債務者　越後　眞澄
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２４号
東京都小平市美園町１丁目15番17―401号、前住所福島県いわき市草木台４丁目10番地の22
債務者　高橋　優子
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第２６号
福島県いわき市内郷宮町宮沢２番地　市営住宅Ｃ１―1014
債務者　今村恵理菜
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
福島地方裁判所いわき支部